ナンバープレートの分類番号へのローマ字導入について

　このたび、国土交通省から東京運輸支局の転入末梢用の登録番号が払底したことから、「分類番号」にローマ字の使用を開始した事、及び現在使用しているアラビア数字の「分類番号」が払底次第、順次ローマ字を導入する旨のお知らせがありましたのでお知らせ致します。

　また、軽自動車検査協会においても、平成３１年１月１日（予定）より、アラビア数字の「分類番号」が払底次第、順次ローマ字を導入する旨の通知がありましたので、併せてお知らせ致します。

※分類番号のローマ字導入に伴う自動車登録番号の定め方については和整振ホームページをご覧ください。

普通車のナンバープレート

＜ナンバープレートの表示内容＞

＜アルファベット導入後のイメージ＞

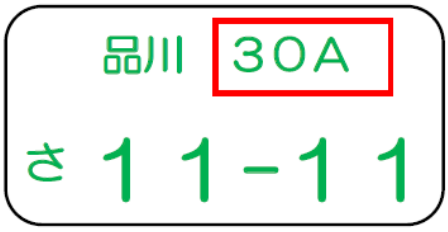

軽自動車のナンバープレート

- 分類番号２字目については、Ｐ、Ｘ、Ｙ
- 分類番号３字目については
  　Ａ、Ｃ、Ｆ、Ｈ、Ｋ、Ｌ、Ｍ、Ｐ、Ｘ、Ｙ

※分類番号１字目については変更ありません。

（イメージ）

分類番号のローマ字導入に伴う自動車登録番号の定め方について

１．一連番号について

（１） 原 則

① 自動車の種別及び用途による分類番号（以下「分類番号」という。）については、（２）によることとし、一の分類番号について自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字（以下「平仮名等」という。）が払底しない限り次の分類番号を使用しないこと。

② 平仮名等については、（３）によることとし、一の平仮名等について4桁以下のアラビア数字が払底しない限り次の平仮名等を使用しないこと。

③ 2枚ものの字光式ナンバープレート及び（３）②のレンタカーについては、一の平仮名について分類番号が払底しない限り次の平仮名を使用しないこと。

（２）分類番号

分類番号の下２字「00」～「09」を「00」から昇順で使用すること。

分類番号下２字「00」～「09」が払底した場合は、アラビア数字「0～9」とA,C,F,H,K,L,M,P,X,Y のローマ字（以下「A～Y」と表記する。）を組み合わせた別表の払い出し方法により「0A」から昇順にて使用すること。

但し、次表左欄の運輸支局等においては、次表右欄の番号を昇順にて使用することとする。

運輸支局等	分類番号 下２字
厳原自動車検査登録事務所	「27」、「2X」
宮古運輸事務所	「27」、「2X」
八重山運輸事務所	「28」、「2Y」
山梨運輸支局（登録規則別表第一の表示する文字が富士山のナンバープレート（以下「富士山ナンバー」という。）の地域（(富士吉田市及び南都留郡に限る。)）に限る。）	「00」～「02」 「0A」～「0F」 「A0」～「A2」 「AA」～「AF」
沼津自動車検査登録事務所（登録規則別表第一の表示する文字が富士山ナンバーの地域（(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町に限る。）に限る。）	「03」～「09」 「0H」～「0Y」 「A3」～「A9」 「AH」～「AY」

（３）平仮名等

① 自動車運送事業の用に供する自動車及び自家用自動車（②及び③に掲げるものを除く。）

登録規則別表第三第1号又は第2号に掲げる平仮名をそれぞれその順番により使用すること。ただし、2枚ものの字光式ナンバープレートについては、それぞれ「こ」及び「ろ」、「り」をその順に使用することとする（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号、以下「施行規則」という。））第一号様式備考（４）ただし書に規定する自動車にあっては「け」及び「ら」とする。）。

なお、その他必要に応じ、一定の区分を設けることについては妨げない。

② 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 52 条の規定により受けた許可に係る自家用自動車（いわゆる「レンタカー」）

厳原自動車検査登録事務所管内においては「れ」、「わ」の順で、その他の地域においては「わ」、「れ」の順で使用すること。

③ 日本国籍を有しない者が所有する自家用自動車で、法令の規定により関税又は消費税が免除されているもの及び別に国土交通大臣が指定するもの昭和33年10月11日付け自登第101号、自車第696号自動車局長通達によること。なお、当該通達中「物品税法第13条第1項」とあるのは「消費税法第8条第1項」と読み替えるものとする。

（４）４桁以下のアラビア数字

「１」から昇順で使用すること。ただし、１．（３）①に掲げる自動車については、下2字「42」、「49」及び抽選対象希望番号を、１．（３）②に掲げる自動車については、下2 字「42」、「49」を、１．（３）③に掲げる自動車のうち平仮名等がＥ、Ｈ、Ｋ、Ｍ又はＹであるものについては、下2字「13」を使用しないこととする。

２．希望番号について

（１）原　則

１．((２）ただし書、（３）①ただし書及びなお書並びに（４）を除く。）に準じること。ただし、分類番号については、次の転入抹消用番号表の番号を除いた上で、下記（２）によることとする。

＜　転入抹消用番号表　＞

分類番号 １字目	分類番号 下２字	分類番号 １字目	分類番号 下２字
１ナンバー	98、99 9A～9Y	６ナンバー	99 9A～9Y
２ナンバー	98、99 9A～9Y	７ナンバー	78、79、99 9A～9Y
３ナンバー	26、29、99 9A～9Y	８ナンバー	79、99 9A～9Y
４ナンバー	79、99 9A～9Y	９ナンバー	98、99 9A～9Y

５ナンバー	99 9A～9Y	０ナンバー	98、99 9A～9Y

（２）分類番号

① 抽選対象希望番号（③に掲げるものを除く。）

分類番号の下２字を「00」から昇順で使用すること。なお、小型貨物自動車については「478」が払底しない限り「600」を使用しないこととし、小型乗用自動車については「579」が払底しない限り「700」を使用しないこととする。

アラビア数字のみの分類番号下２字の組み合わせが払底した場合は、アラビア数字「0～9」とローマ字「A～Y」を組み合わせた別表の払い出し方法により「0A」から昇順で使用すること。

但し、次表左欄の運輸支局等においては、次表右欄の番号を昇順にて使用することとする。

運輸支局等名	分類番号 下２桁	
	右記以外	小型貨物自動車又は小型乗用自動車
山梨運輸支局（登録規則別表第一の表示する文字が富士山のナンバープレートの地域（(富士吉田市及び南都留郡に限る。)）に限る。）	「00」～「02」 「10」～「39」 「0A」～「0F」 「1A」～「2Y」 「A0」～「A2」 「C0」～「F9」 「AA」～「AF」 「CA」～「FY」	「00」～「02」 「10」～「39」 「0A」～「0F」 「1A」～「1Y」 「A0」～「A2」 「C0」～「F9」 「AA」～「AF」 「CA」～「CY」
沼津自動車検査登録事務所（登録規則別表第一の表示する文字が富士山ナンバーの地域（(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町に限る。）に限る。）	「03」～「09」 「40」～「98」 「0H」～「0Y」 「3A」～「8Y」 「A3」～「A9」 「H0」～「Y9」 「AH」～「AY」 「HA」～「YY」	「03」～「09」 「40」～「79」 「0H」～「0Y」 「2A」～「7Y」 「A3」～「A9」 「H0」～「M9」 「AH」～「AY」 「FA」～「MY」

② 一般希望番号（④に掲げるものを除く。）

分類番号の下２字を「10」から昇順で使用すること（1.(2)但し書きの場合を除く。）な

お、小型貨物自動車については「478」が払底しない限り「610」を使用しないこととし、小型乗用自動車については「579」が払底しない限り「710」を使用しないこととする。

アラビア数字のみの分類番号下２字の組み合わせが払底した場合は、アラビア数字「0～9」とローマ字「A～Y」を組み合わせた別表の払い出し方法により「1A」から昇順にて使用すること。

但し、次表左欄の運輸支局等においては、次表右欄の番号を昇順にて使用することとする。

運輸支局等名	分類番号 下２桁	
	右記以外	小型貨物自動車又は小型乗用自動車
山梨運輸支局（登録規則別表第一の表示する文字が富士山のナンバープレートの地域（（富士吉田市及び南都留郡に限る。））に限る。）	「10」～「39」 「1A」～「2Y」 「C0」～「F9」 「CA」～「FY」	「10」～「39」 「1A」～「1Y」 「C0」～「F9」 「CA」～「CY」
沼津自動車検査登録事務所（登録規則別表第一の表示する文字が富士山ナンバーの地域（（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町に限る。）に限る。）	「40」～「98」 「3A」～「8Y」 「H0」～「Y9」 「HA」～「YY」	「40」～「79」 「2A」～「7Y」 「H0」～「M9」 「FA」～「MY」

③　一般希望番号から抽選対象希望番号に移行した番号

ア．小型貨物自動車又は小型乗用自動車以外の自動車

抽選対象希望番号となった時点における分類番号の下２字「30」以降の残りを昇順で使用すること。それが払底した場合には、分類番号の下２字「00」～「29」の残りを昇順で使用すること。

なお、アラビア数字のみの分類番号下２字の組み合わせが払底した場合は、アラビア数字「0～9」とローマ字「A～Y」を組み合わせた別表の払い出し方法により「0A」から昇順で使用すること。

イ．小型貨物自動車又は小型乗用自動車

抽選対象希望番号となった時点における「430」～「478」（又は「530」～「579」）の残りを昇順で「478」（又は「579」）まで使用すること。「478」（又は「579」）が払底した場合には、「600」（又は「700」）以降の残りを昇順で使用すること。それが払底した場合には、「400」～「429」（又は「500」～「529」）の残りを昇順で使用すること。

なお、アラビア数字のみの分類番号下２字の組み合わせが払底した場合は、アラビア

数字「0～9」とローマ字「A～Y」を組み合わせた別表の払い出し方法による「40A」（又は「50A」）から昇順にて使用すること。「4MY」（又は「5MY」）が払底した場合には「60A」（又は「70A)）以降の残りを昇順で使用すること。

④　抽選対象希望番号から一般希望番号に移行した番号

当該番号は一連払出しの対象とはせず、一般希望番号となった時点における分類番号の下２字「00」以降の残りを昇順で使用すること。なお、小型貨物自動車については「478」が払底しない限り「600」を使用しないこととし、小型乗用自動車については「579」が払底しない限り「700」を使用しないこととする。

なお、アラビア数字のみの分類番号下２桁の組み合わせが払底した場合は、アラビア数字「0～9」とローマ字「A～Y」を組み合わせた別表の払い出し方法による「40A」（又は「50A」）以降の残りは昇順にて使用すること。「4MY」（又は「5MY」）が払底した場合には「60A」（又は「70A)）以降の残りを昇順で使用すること。

３．トラクター及びトレーラーの分類番号について

昭和 35　年 9　月 8 日付け登録情報第 45　号のうち小型自動車に属する三輪のトラクター及び二輪トレーラーの分類番号は小型貨物自動車と同様の取扱いとする。

<table>
<tr><td>払い出し順
①→③</td><td colspan="3">①
二桁目：アラビア数字
三桁目：ローマ字</td><td colspan="3">②
二桁目：ローマ字
三桁目：アラビア数字</td><td colspan="3">③
二桁目：ローマ字
三桁目：ローマ字</td></tr>
<tr><td>範囲</td><td colspan="3">0A～9Y</td><td colspan="3">A0～Y9</td><td colspan="3">AA～YY</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">一連番号</td><td colspan="2">希望番号</td><td rowspan="2">一連番号</td><td colspan="2">希望番号</td><td rowspan="2">一連番号</td><td colspan="2">希望番号</td></tr>
<tr><td>抽選対象希望番号</td><td>一般希望番号</td><td>抽選対象希望番号※</td><td>一般希望番号※</td><td>抽選対象希望番号※</td><td>一般希望番号※</td></tr>
<tr><td>２桁目</td><td>０</td><td>０～９
（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「０～７」を使用</td><td>１～９
（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「１～７」を使用</td><td>A</td><td>A～Y
（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「A～M」を使用）</td><td>C～Y
（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「C～M」を使用）</td><td>A</td><td>A～Y
（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「A～M」を使用）</td><td>C～Y
（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「C～M」を使用）</td></tr>
<tr><td>３桁目</td><td colspan="3">A~Y</td><td colspan="3">０～９</td><td colspan="3">A～Y</td></tr>
</table>

※　検査対象軽自動車の車両番号に使用する分類番号の２字目については、今後施行規則第 36 条の 17 を改正し、ローマ字 PXY を使用する予定。

平成 29 年 8 月

関 係 各 位

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査対象軽自動車車両番号の分類番号への ローマ字導入について

日頃より当協会の業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、国土交通省より通知があり、車両番号の払底対策等を目的とし、下記のとおり車両番号の分類番号へのローマ字導入を行うこととなりましたので、お知らせします。

本件につきましては、関係各位の業務に影響するおそれがあることから、関係者等への周知方お願いいたします。

記

1．実施時期

○　平成３１年１月１日（予定）

2．実施事項

○　実施時期以降、現在使用しているアラビア数字の分類番号が払底次第、順次、分類番号にローマ字を導入していくこととします。

○　使用するローマ字については、関係省令改正後の規則にかかわらず、当面の間、次のとおりとします。

・　分類番号２字目については、Ｐ、Ｘ、Ｙ

・　分類番号３字目については、Ａ、Ｃ、Ｆ、Ｈ、Ｋ、Ｌ、Ｍ、Ｐ、Ｘ、Ｙ

※ 分類番号３字のうち、百の位が１字目、十の位が２字目、一の位が３字目とします。

※ 分類番号１字目については変更ありません。

（イメージ）

５Ｐ Ａ

（連絡先）
軽自動車検査協会 検査部検査企画課
住所　東京都新宿区西新宿 3-2-11
電話　03-5324-6613　FAX 03-5324-6621